

JDR-MOS (Mission Operating System) システム導入にかかる設計開発・運用保守
(公告日：2024年11月29日／24a00825) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 6	5. 競争参加資格 (3) 2) 再委託	ソフトウェア開発の一部を再委託することは、「業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務」として認められますでしょうか？	入札説明書6頁に記載の通り、再委託は原則禁止であり、業務仕様書においてもソフトウェア開発の一部を再委託の対象とすることは想定していません。ただし、契約締結後に再委託の必要性が生じた場合は、発注者・受注者間で協議の上、対応することとなります。
2	P. 6	5. 競争参加資格 (3) 2) 再委託	※ソフトウェア開発の一部を再委託する事が「業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務」として認められる場合 再委託先の制限はありますか？（全省庁統一資格を保有している事や、日本国登記法人でなければならない、等）	上記回答 1 の通り
3	P. 6	5. 競争参加資格 (3) 2) 再委託	※ソフトウェア開発の一部を再委託する事が「業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務」として認められる場合 弊社100%出資子会社（会社所在地：ベトナム）を利用して、一部の開発（製造・単体試験）を実施することは可能でしょうか？	上記回答 1 の通り
4	P. 9	14. 入札書の無効 (2) 条件が付されている入札	条件とは、具体的にどのような文言が該当しますでしょうか？ 過去、条件を付して無効となった入札書で、どのような文言が条件とみなされたか、一例をご教示ください。	入札金額に対して「ただし●●の場合」とするなど、何らかの条件が付されることが該当します。最近では実際に条件を付しての入札の事例はございません。
5	P. 11	1 6. 契約書の作成及び締結 (2)	業務委託契約書の文言は、協議の上一部変更可能でしょうか？	落札後の文言変更は不可です。入札説明書（11頁）「16. 契約書の作成及び締結」に記載のとおり、契約書（案）の文言に質問等がある場合は、入札書に対する質問時までには照会することになっています。一定の条件のもとに競争を行う一般競争入札のため、落札後の契約書の変更は入札条件の変更に該当しますので対応できかねます。
6	P. 18	1. 7 作業スケジュール	設計・開発業務の作業スケジュール（12カ月）を延長することは可能でしょうか？ 運用・保守業務の作業スケジュール（11カ月）を短縮し、全体作業スケジュール（25カ月）は変更しない想定です。	設計・開発業務の作業スケジュールの延長は不可です。作業内容・人員配置を調整した上で、12カ月の期間内にて設計・開発をご対応いただけるよう、ご検討いただけますと幸いです。設計・開発業務のうち、運用保守・業務として実施可能なものがあれば、技術提案書にてご提案ください。
7	【別紙8-1】	ハードウェア要件一覧	巡回診療用メイン入力デバイス、メイン入力デバイスの「■MUST要件」は調整の余地はございますたでしょうか？（例えば、他の要件を満たすために端末重量が多少超過してしまう 等）	原則、調整の余地はございません。ただし、然るべき理由の下、要件の変更がある場合は、合理的な理由を説明した上で、提案をお願いします。